

ID: 1681

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	父子家庭自立支援給付金の支給		
法令名称 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の10において準用する第31条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【根拠条文】 (母子家庭自立支援給付金) 第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。 (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。) (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。) (3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの 【基準】 根拠条文及び法第31条の10の規定による。 (父子家庭自立支援給付金) 第31条の10 第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第31条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日